

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2020年2月28日

東京都作業部会確認年月日 2020年3月3日

事業名 各競技会場における防火防災管理業務の一部業務委託

案件名 オリンピックスタジアム他9会場における防火防災管理業務に係る一部業務委託

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		本事業は、東京2020大会における各会場の防火防災管理を実施するために必要な事業であり、大会に必要な経費として、5/31の大筋合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担するものとする。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		本事業は、大会運営の一環として実施する事業であり、組織委員会が一括することが効果・効率的な執行につながると考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	本事業は、東京2020大会における各会場に係る消防関係法令上の要件と、大会運営上の安全・安心において必要な事業である。	
	効率性	本事業は、施設や会場に精通した施設関係者や会場運営受託事業者、会場警備事業者と協議を重ね、可能な限りこれらを委託先とすることで、効果・効率的な事業を実現している。	
	納得性	本事業は、東京2020大会の需要増に伴い高騰を続けている人件費等の市場特性があるなか、委託先事業者と協議し精査した価格設定になっている。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		本事業は、大会開催時の各会場における防火防災管理において、消防関係法令を遵守し安全・安心な大会を実現するために必要な事業であり、公費負担の対象として適切と言える。また、V4予算内に収まっている。	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2020年2月28日

東京都作業部会確認年月日 2020年3月3日

事業名 各競技会場における防火防災管理業務の一部業務委託

案件名 東京アクアティクスセンター会場他1会場における防火防災管理業務に係る一部業務委託

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		本事業は、東京2020大会における各会場の防火防災管理を実施するために必要な事業であり、大会に必要な経費として、5/31の大筋合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担するものとする。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		本事業は、大会運営の一環として実施する事業であり、組織委員会が一括することが効果・効率的な執行につながると考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	本事業は、東京2020大会における各会場に係る消防関係法令上の要件と、大会運営上の安全・安心において必要な事業である。	
	効率性	本事業は、施設や会場に精通した施設関係者や会場運営受託事業者、会場警備事業者と協議を重ね、可能な限りこれらを委託先とすることで、効果・効率的な事業を実現している。	
	納得性	本事業は、東京2020大会の需要増に伴い高騰を続けている人件費等の市場特性があるなか、委託先事業者と協議し精査した価格設定になっている。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		本事業は、大会開催時の各会場における防火防災管理において、消防関係法令を遵守し安全・安心な大会を実現するために必要な事業であり、公費負担の対象として適切と言える。また、V4予算内に収まっている。	

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

< 個別案件確認表（組織委員会） >

組織委員会担当確認年月日 2020年2月28日

東京都作業部会確認年月日 2020年3月3日

事業名 各競技会場における防火防災管理業務の一部業務委託

案件名 有明アリーナ会場における防火防災管理業務に係る一部業務委託

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		本事業は、東京2020大会における各会場の防火防災管理を実施するために必要な事業であり、大会に必要な経費として、5/31の大筋合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担するものとする。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		本事業は、大会運営の一環として実施する事業であり、組織委員会が一括することが効果・効率的な執行につながると考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	本事業は、東京2020大会における各会場に係る消防関係法令上の要件と、大会運営上の安全・安心において必要な事業である。	
	効率性	本事業は、施設や会場に精通した施設関係者や会場運営受託事業者、会場警備事業者と協議を重ね、可能な限りこれらを委託先とすることで、効果・効率的な事業を実現している。	
	納得性	本事業は、東京2020大会の需要増に伴い高騰を続けている人件費等の市場特性があるなか、委託先事業者と協議し精査した価格設定になっている。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		本事業は、大会開催時の各会場における防火防災管理において、消防関係法令を遵守し安全・安心な大会を実現するために必要な事業であり、公費負担の対象として適切と言える。また、V4予算内に収まっている。	

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。